

ふるさと融資のご案内

地域総合整備資金貸付制度

福島県

地域振興につながるプロジェクトに長期資金を無利子で融資します。

ふるさと融資は

- 地域振興に資する民間事業活動に、県または市町村が財団法人 地域総合整備財団の支援を得て、資金を融資するものです。
- 無利子の融資です。

ふるさと融資活用のメリット

- ① 長期かつ低利の資金調達が可能になります。
- ② 地域振興・活性化に貢献する企業としてイメージアップにつながります。
((財)地域総合整備財団では、ふるさと融資を活用し魅力ある地域づくりに特に貢献すると認められる企業を審査・選考等の上、「ふるさと企業大賞(総務大臣賞)」として表彰しています。)
- ③ 県または市町村の政策動向の把握などを通じ、民官連携のきっかけとなります。

融資対象となる費用は…

設備の取得等に係る費用です。

融資額は…

融資対象事業に係る借入総額の20%以内で、県から融資を受ける場合は24億円、市町村から融資を受ける場合は6億円を限度とします。(地域再生計画認定地域^(※1)、過疎地域等は融資枠が拡大されます。)

項目	対象地域	通常地域		過疎地域 ^(※3) みなし過疎地域 ^(※4) 特別豪雪地帯 ^(※5)	
		一般地域	地域再生計画認定地域	一般地域	地域再生計画認定地域
融資比率		20%		25%	
県から融資を受ける場合	通常施設	24億円	33億円	33億円	41億円
	複合施設 ^(※2)	36億円	48億円	48億円	59億円
市町村から融資を受ける場合	通常施設	6億円	8億円	8億円	10億円
	複合施設 ^(※2)	9億円	12億円	12億円	15億円

(※1)「地域再生計画認定地域」とは、内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。)を活用するために地域再生法に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた地域です。福島県は、現在、県全域が当該地域再生計画認定地域となっております。融資枠が拡大される期間は平成23年3月末までです。

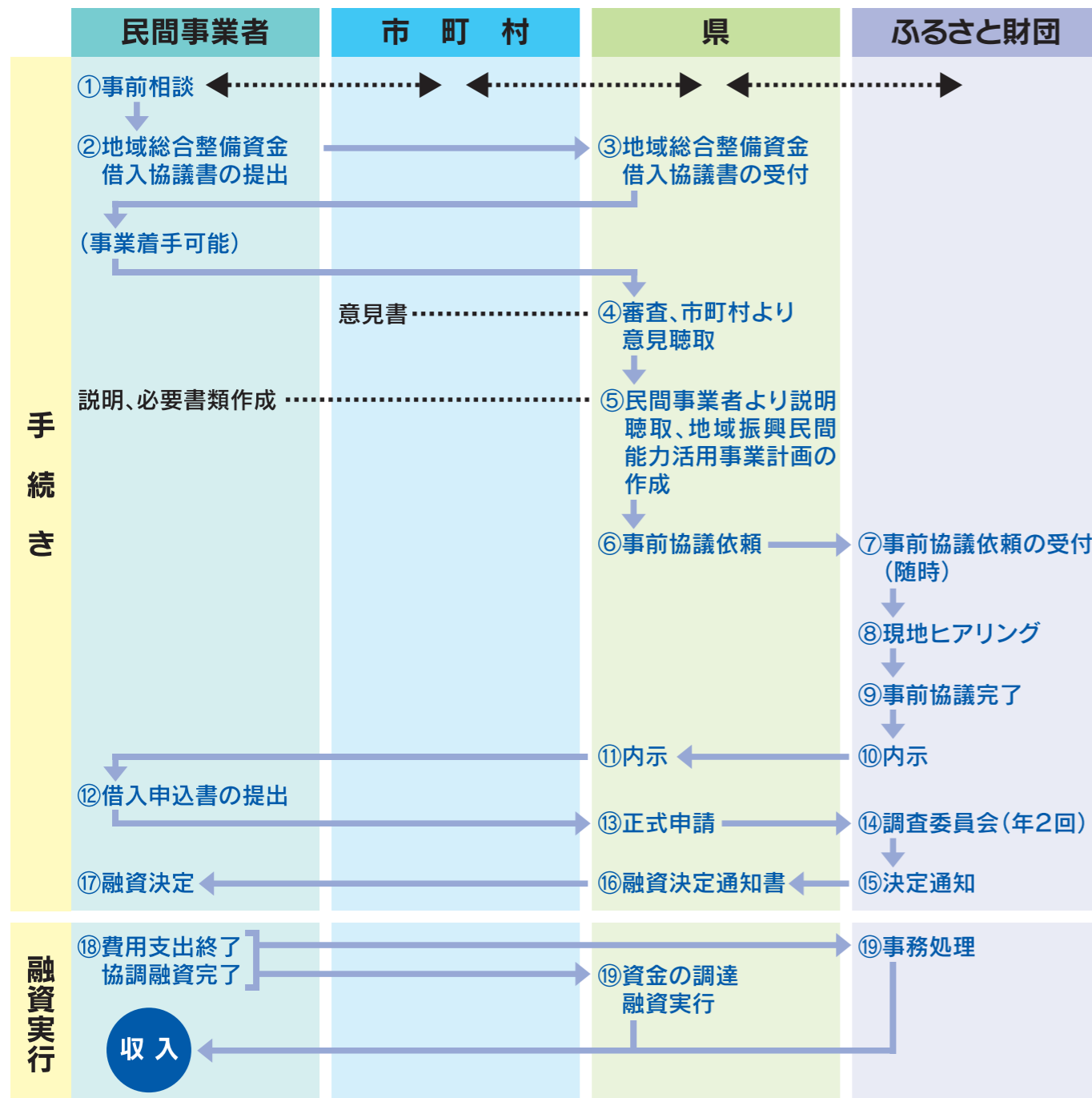
(※2)「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものです。
(例:「工場と研究施設」「スポーツ施設と研修・宿泊施設」等)

(※3)「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域です。

(※4)「みなし過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同法同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域です。

(※5)「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯です。

ふるさと融資の手続き(県案件の場合)



- 毎決算期ごとに、償還状況について報告が必要です。
- 償還期間中に融資時の条件の変更を行う場合(借換等)は事前に協議が必要です。

ふるさと融資の問い合わせ・相談窓口

- 事業地の市町村の企画担当窓口
又は
- 福島県 企画調整部 地域政策課
電話 024-521-7102 FAX 024-521-7912
電子メール tiikiseisaku@pref.fukushima.jp
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16(県庁本庁舎5階)
又は
最寄りの県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課



融資対象者は…

法人の民間事業者(第3セクターを含む)です。

融資期間(償還期間)は…

15年以内(うち据置期間5年以内)です。

償還方法は…

元金均等半年賦償還(半年ごとの元金均等返済)です。

担保は…

融資額元本及びこれに付帯する一切の債務(遅延利息等)について、民間金融機関等(政府系金融機関は含みません)の連帯保証が必要です。

融資対象事業(県・市町村共通の融資対象事業の要件)は…

県や市町村が策定した地域振興民間能力活用事業計画^(※)に位置付けられた事業で次のいずれの要件をも満たすものであること。

※ふるさと融資のご相談の後に、案件ごとに県等の総合計画、部局別計画等に照らして検討・策定します。

➡ ①新規雇用者増加要件

- 県から融資を受ける場合…………… 10人以上
- 市町村から融資を受ける場合…………… 5人以上

➡ ②設備投資等総額の要件

- 用地取得費を除く額が2,500万円以上

➡ ③用地取得等の契約後5年以内に事業供用を開始すること。

➡ ④対象事業が、公益性、適度の事業収益性等の観点から実施されること。



県の融資対象事業の要件は…

前記要件を満たす事業で、以下1と2の**いずれにも該当**するもの。

事業内容の要件

- 1 県勢振興に資する事業で、次の**いずれかに該当する事業**であること。
 - ア** 県が出資する法人(出資比率25%以上)が実施する事業。
 - イ** 市町村が出資する法人(出資比率25%以上)が実施する事業であって、知事が特に支援を必要と認めるもの。
 - ウ** 高度情報機能、国際交流機能及び交通・流通機能の集積に資する施設等を整備する事業。
 - エ** 広域的視点に立って計画的、総合的に観光・リゾート施設等を整備する事業。
 - オ** 本社機能、研究開発機能、学術機能の集積に資する施設等を整備する事業。
 - カ** 中核的な役割を果たす保健医療、福祉施設等を整備する事業。
 - キ** 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)で指定されている事業で地域振興に資する施設を整備する事業。
 - ク** 県の誘致企業が、事業主体が県である工業団地で行う事業であって、知事が特に支援を必要と認めるもの。
 - ケ** その他知事が地域の振興上特に必要と認める事業。

融資額の要件

- 2 融資額が、原則として市町村の融資限度額を超える事業又は県が別に指定する町村で実施される事業。
ただし、上記**ア**に該当する場合には融資額にかかわらず、**イ・オ・カ・キ**に該当する場合には融資額が3億円(複合施設の場合は4.5億円)を超える事業。

市町村の融資対象事業の要件については、各市町村にお問い合わせください。



融資事例



▲空港ターミナルビル(玉川村)



▲製紙・鍛圧機械製造工場(本宮市)



▲写真用薬品製造工場(広野町)



▲自動車部品製造工場(三春町)



▲電力機械器具製造工場(須賀川市)



▲医薬品製造工場(郡山市)



▲病院(高機能総合病院)(郡山市)



▲病院(地域中核医療機関)(福島市)